

指導検査基準（指定小規模多機能型居宅介護事業）

※抜粋版

事項	基本的な考え方及び観点
第一 基本方針	<p>1 基本方針</p> <p>小規模多機能型居宅介護（以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、登録者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっているか。</p>
第二 人員に関する基準	<p>1 従業者の配置の基準</p> <p>指定小規模多機能型居宅介護事業者（サテライト事業所以外の事業所）が、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>(1) 介護従業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 夜間及び深夜の時間帯以外に介護従業者の員数は、常勤換算方法で、通いサービスの登録者数が3又はその端数を増すごとに1以上配置しているか。 二 訪問サービスについては、その提供に当たる従業者1以上配置しているか。 三 夜間及び深夜の時間帯は、夜勤職員を時間帯を通じて1以上に加え、宿直職員を時間帯を通じて1以上配置しているか。 四 宿泊サービスの登録者がいない場合でも、宿直又は夜勤従業者を配置しているか。配置していない場合は、夜間及び深夜の時間帯を通じて登録者に対して訪問サービスを提供するための必要な連絡体制を整備しているか。 五 従業者のうち1以上の者は、常勤か。 六 従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師か。 <p>(2) 介護支援専門員</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を配置しているか。ただし、登録者の処遇に支障が無い場合は、他の職務等に従事することができる。 二 介護支援専門員は小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了しているか。 <p>(3) 管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものであるか。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。
	<ul style="list-style-type: none"> イ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者としての職務に従事する場合 ロ 事業所に併設する省令第63条第6項各号に掲げる施設等(※)の職務に従事する場合 <p>※省令第63条第6項各号に掲げる施設等(※)とは、以下の施設等を指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定認知症対応型共同生活介護事業所 指定地域密着型特定施設 指定知己密着型介護老人福祉施設 指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第四号に規定する療養病床を有する診療所に限る。） 介護医療院 <p>(4) 代表者</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験があるか。 ロ 次のいずれかの研修を修了しているか <ul style="list-style-type: none"> ・ 痴呆介護実務者研修（基礎課程又は専門課程）（H16年度まで実施） ・ 認知症介護実践者研修又は実践リーダー研修（H17年度以降） ・ 認知症高齢者グループホーム管理者研修（H17年度実施） ・ 認知症介護指導者研修 ・ 認知症高齢者グループホーム開設予定者研修
第三 設備に関する基準	<p>1 登録定員及び利用定員</p> <p>(1) 登録定員は29名（サテライト事業所にあたっては18名）以下となっているか。</p> <p>(2) 次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を定めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 通いサービス 登録定員の2分の1から15名（登録定員が25名を超える指定小規模多機能型居宅介護支援事業所にあつては、次に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護にあつては、12名まで） <ul style="list-style-type: none"> イ 登録定員26名又は27名の場合、利用定員16名 ロ 登録定員28名の場合、利用定員17名 ハ 登録定員29名の場合、利用定員18名 二 通いサービスの利用定員の3分の1から9人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）まで <p>2 設備及び備品等</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えられているか。なお、各設備の基準は以下の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 居間及び食堂 <ul style="list-style-type: none"> 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

二 宿泊室

イ 1の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、登録者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。

ロ 1の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。

ハ イ及びロを満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員（通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内において指定小規模多機能型居宅介護事業者が定める一日当たりの登録者の上限をいう。以下同じ。）から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は登録者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

ニ 居間はプライバシーが確保されたものであれば、ハの個室以外の宿泊室の面積に含めて差し支えないものとする

(2) (1)に掲げる設備は、専ら当該指定小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものになっているか。ただし、登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、登録者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に登録者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるか。

※指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、基準を満たしているものとみなすことができる。

第四
運
営
に
関
する
基
準

1 管理者の責務

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の管理及び指定小規模多機能型居宅介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、当該小規模多機能型居宅介護事業所の従業者に基づき基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。

2 運営規程

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 指定小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員
- ⑤ 指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額
- ⑥ 通常の事業の実施地域
- ⑦ サービス利用に当たっての留意事項
- ⑧ 緊急時等における対応方法
- ⑨ 非常災害対策
- ⑩ その他運営に関する重要事項

3 勤務体制の確保

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に対して適切なサービスを提供できるように、従業者の勤務体制（日々の勤務時間、職種、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、夜間及び深夜の勤務の担当者等）を定めているか。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者によって指定小規模多機能型居宅介護を提供しているか。ただし、登録者の処遇上に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

(3) 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。

4 内容及び手続の説明及び同意

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。

(2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。

5 提供拒否の禁止

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、正当な理由なく指定小規模多機能型居宅介護の提供を拒んではないか。

6 サービス提供困難時の対応

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定小規模多機能型居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定小規模多機能型居宅介護業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。

7 受給資格等の確認

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、登録者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定小規模多機能型居宅介護を提供するよう努めているか。

8 要介護認定の申請に係る援助

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申込者については当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。

9 心身の状況の把握

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、登録者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。

10 居宅サービス事業者等との連携

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、登録者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めているか。
- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の終了に際しては、登録者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該登録者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。

11 身分を証する書類の携行

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、小規模多機能型居宅介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び登録者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。

12 介護等

- (1) 登録者の心身の状況に応じ、登録者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われているか。
- (2) 介護従業者以外の者による介護を受けさせていないか。
- (3) 登録者の食事その他の家事等は、登録者と介護従業者が共同で行うよう努めているか。

13 社会生活上の便宜の提供等

- (1) 登録者の外出の機会の確保その他の登録者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めているか。
- (2) 郵便、証明書等の交付申請等、用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代行しているか。
- (3) 常に登録者の家族との連携を図るとともに登録者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。

14 協力医療機関等

- (1) 登録者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。
- (2) あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。
- (3) サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えているか。

15 サービスの提供の記録

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供した際には、当該指定小規模多機能型居宅介護の提供日及び内容、当該指定小規模多機能型居宅介護について法第42条の2第6項の規定により登録者に代わって支払を受ける地域密着型サービス費の額その他必要な事項を、登録者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、登録者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を登録者に対して提供しているか。

16 利用料等の受領

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定小規模多機能型居宅介護を提供した際には、登録者から利用料の一部として、当該指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型サービス費用基準額から当該指定小規模多機能型居宅介護事業者に支払われる地域密着型サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けているか。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護を提供した際に登録者から支払を受ける利用料の額と指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。
- (3) 下記のサービスの提供に当たっては、あらかじめ登録者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得ているか。

- ① 登録者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する登録者に対して行う送迎に要する費用
- ② 登録者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額
- ③ 食事の提供に要する費用
- ④ 宿泊に要する費用
- ⑤ おむつ代
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その登録者に負担させることが適当と認められる費用

17 保険給付の請求の申請に必要な証明書の交付

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を登録者に交付しているか。

18 指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護は、登録者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っているか。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っているか。

19 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針

指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとなっているか。

- 一 指定小規模多機能型居宅介護は、登録者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、登録者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行うものとなっているか。
- 二 指定小規模多機能型居宅介護は、登録者一人一人の人格を尊重し、登録者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとなっているか。
- 三 指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、登録者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとなっているか。
- 四 小規模多機能型居宅介護従業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、登録者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行うものとなっているか。

- 五 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該登録者又は他の登録者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他登録者の行動を制限する行為を行っていないか。
- 六 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の登録者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。
- 七 指定小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの登録者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いていないか。
- 八 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しているか。

20 居宅サービス計画の作成

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。
- (2) 介護支援専門員は、登録者の居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取組方針（※）に沿って行うものとなっているか。

※指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取組方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、登録者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、登録者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、登録者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- 四 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、登録者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス(法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。)以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画に位置付けるよう努めなければならない。
- 五 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、登録者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に登録者又はその家族に対して提供するものとする。

- 六 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、登録者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて登録者が現に抱える問題点を明らかにし、登録者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 七 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、登録者の居宅を訪問し、登録者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を登録者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 八 介護支援専門員は、登録者の希望及び登録者についてのアセスメントの結果に基づき、登録者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、登録者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 九 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、登録者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、登録者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、登録者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- 十 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について登録者又はその家族に対して説明し、文書により登録者の同意を得なければならない。
- 十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を登録者及び担当者に交付しなければならない。
- 十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。)等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

- 十三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(登録者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

- 十三の 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から登録者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、登録者の服薬状況、口腔機能その他の登録者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、登録者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。
- 十四 介護支援専門員は、十三号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、登録者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- イ 少なくとも一月に一回、登録者の居宅を訪問し、登録者に面接すること。
 - ロ 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。
- 十五 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- イ 介護認定を受けている登録者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
 - ロ 要介護認定を受けている登録者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- 十六 第三号から第十二号までの規定は、第十三号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。
- 十七 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、登録者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は登録者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- 十八 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- 十八の 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において2 回。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画を西東京市に届け出なければならない。
- 十九 介護支援専門員は、登録者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、登録者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。
- 十九の 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。
- 二十 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。
- 二十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、登録者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、登録者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- 二十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
- 二十三 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- 二十四 介護支援専門員は、登録者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、登録者にその趣旨(同条第一項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。
- 二十五 介護支援専門員は、要介護認定を受けている登録者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該登録者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- 二十六 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

二十七 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

21 法定代理受領サービスに係る報告

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、毎月、西東京市に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しているか。

22 登録者に対する居宅サービス計画等の書類の交付

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が他の指定小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、当該登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。

23 小規模多機能型居宅介護計画の作成

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させているか。
- (2) 小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、登録者の多様な活動の確保に努めているか。

- (3) 介護支援専門員は、登録者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、登録者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行なっているか。
- (4) 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について登録者又はその家族に対して説明し、登録者の同意を得ているか。
- (5) 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該小規模多機能型居宅介護計画を登録者に交付しているか。
- (6) 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び登録者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更を行っているか。ただし、小規模多機能型居宅介護計画の変更にあたっては（2）から（5）までの基準に従って行うこと。

24 登録者に関する西東京市への通知

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が正当な理由なく、指定小規模多機能型居宅介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を西東京市に通知しているか。

25 緊急時等の対応

小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに登録者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。

26 定員の遵守

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行っていないか。ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、登録者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。なお、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

27 衛生管理等

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。

28 非常災害対策

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知するとともに、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行っているか。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。

29 掲示

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所介護従業者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。

30 秘密保持等

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た登録者又はその家族の秘密を漏らしていないか。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た登録者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。
- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービス担当者会議等において、登録者の個人情報を用いる場合は当該登録者の同意を、登録者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。

31 広告

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。

32 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、登録者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。

33 苦情処理

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。
具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。

34 地域との連携等

- (1) 運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。また、報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、公表しているか。
- (2) その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図っているか。
- (3) その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する登録者からの苦情に関して、西東京市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の西東京市が実施する事業に協力するように努めているか。

	<p>(4) 複数の事業所の運営推進会議を合同で開催する場合には、下記の条件を満たしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 登録者及び登録者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 ② 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。 <p>35 居住機能を担う併設施設等への入居</p> <p>指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、登録者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、登録者が省令第63条第6項各号に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めているか。</p>
	<p>31 事故発生時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに西東京市、当該登録者の家族、当該登録者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。 (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。 (3) 事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。 <p>32 会計の区分</p> <p>指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定小規模多機能型居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p> <p>33 記録の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ① 居宅サービス計画 ② 小規模多機能型居宅介護計画 ③ 省令第88条にて準用する第3条の18第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ④ 省令第73条第六号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の登録者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑤ 省令第88条にて準用する第3条の26に規定する西東京市への通知に係る記録 ⑥ 省令第88条において準用する第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録 ⑦ 省令第88条において準用する第3条の38第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑧ 省令第85条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
<p>第5</p>	<p>1 変更の届出等</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を西東京市長に届け出ているか。 (2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を西東京市長に届け出ているか。

<参考>

(注) 本文中の表記については、以下のとおり略しています。

法⇒介護保険法（平成9年12月17日交付法律第123号）

省令⇒指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）

基準について⇒指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発0331004号・老振発0331004号・老老発0331017号）

告示⇒指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）